

金山町省エネ家電買換え支援補助事業について

省エネ効果の高い家電製品への買換えを支援し、ご家庭のエネルギー消費の負担を軽減することを目的に、購入費および設置費の一部を補助します。

対象者

申請時点で町に住所登録があり、本人および世帯員に町税等の滞納が無い方(法人は対象外)で、申請は1世帯同一年度1回のみとなります。

※町税等とは、町税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、町営住宅使用料、上下水道使用料、下水道受益者負担金、町有牛貸付金が該当します。

対象となる省エネ家電製品

①エアコン	②冷蔵庫	③テレビ
目標年度 2027 省エネ基準達成率 100%以上の製品	目標年度 2021 省エネ基準達成率 100%以上の製品	目標年度 2026 省エネ基準達成率 100%以上の製品
※達成率や該当する製品については、店舗や資源エネルギー庁の省エネ型製品情報サイトで確認してください。		

補助の条件

住宅用(事業使用は対象外)として既存の家電を同品目の省エネ家電に買換えるために購入し、設置した新品の製品です。新たに購入、中古品の購入、リース及びレンタル品は対象外です。使用していた古い家電は家電リサイクル法に基づいた処分がされていることが条件です。また国、県その他団体から補助を受けている場合についても対象外です。

○対象と対象外の例

- ・ リビングのテレビを省エネ型テレビに買換えた。 → ○ 対象です
- ・ 初めて省エネ型エアコンを購入し設置した。 → × 対象外です
- ・ 作業場の冷蔵庫を省エネ型冷蔵庫に買換えた。 → × 対象外です
- ・ リサイクルショップで省エネ型冷蔵庫を中古品で購入した。 → × 対象外です
- ・ 省エネ型テレビを購入し、今まで使用していたテレビはリサイクルショップに売却した。 → × 対象外です
- ・ 省エネ家電へ買換えたが、古いテレビを処分した際の家電リサイクル券(排出者控え)を紛失してしまった。 → × 対象外です

対象期間

対象期間 **令和6年4月1日から令和7年1月31日**(この期間に購入・設置したものに限りです。)

申請期間 **令和6年5月1日から令和7年2月28日**

※予算額に達した場合は、期間内でも受付を終了します。

裏面に続きます。

補助金

対象省エネ家電購入価格の10%です。上限額は町内の事業所で購入・設置した場合3万円、インターネット購入含む町外で購入した場合1万円になります。(千円未満切り捨て)

※対象省エネ家電購入価格は、本体価格の他、設置工事費、家電リサイクル経費、配送料、消費税を含みます。クーポンやポイントなどの割引があった場合は差し引きます。

○算定額の例

- ・ 町内のお店で省エネ型エアコンを購入・設置し、対象となる費用が33万円(税込み)かかった。
→33万円の10%は3万3千円ですが、町内で購入・設置した場合、補助上限額が3万円のため補助金の額は3万円になります。
- ・ インターネットで省エネ型テレビを購入した。販売価格(税込み)は5万円だったが、割引ポイントを5千円分使用したため、実際支払った額は4万5千円だった。
→ポイント割引分を引いて算定します。4万5千円の10%は4千5百円ですが、千円未満切り捨てしますので、補助金の額は4千円になります。

申請に必要な書類

- ① 省エネ家電の購入費用に係る領収書またはレシートの写し(購入日、購入した店舗名・事業所、設置費用の内訳がわかるものが記載されていること。)
- ② 購入した省エネ家電の仕様書及び保証書の写し
- ③ 処分した製品の家電リサイクル券(排出者控え)の写しなど
- ④ 振込先口座情報が分かる通帳等の写し
- ⑤ 設置状況が確認できる写真等

※申請に必要な用紙は、環境整備課窓口にあります。

※予算額に上限がありますので、申請前に申込状況について一度窓口で確認を行ってください。

【お問い合わせ先】

金山町役場 環境整備課 環境下水道係

〒999-5402 金山町大字金山324-1

TEL:0233-29-5631(直通)

メール: kankyogesui@town.kaneyama.yamagata.jp